

## ■ 医療関係事業者向けガイドラインの概要

※他分野のガイドラインも  
ほぼ同内容

### 1 趣旨

医療分野に関わる事業を行う事業者向けのガイドライン

### 2 不当な差別的取扱いと考えられる例

- サービスの提供を拒否すること
- サービスの提供を制限すること（場所・時間帯などの制限）
- サービスの提供に際し条件を付すこと（障害のない者には付さない条件を付すこと）
- サービスの提供にあたって、他の者とは異なる取扱いをすること

### 3 合理的配慮と考えられる例

- 基準・手順の柔軟な変更
  - ・障害の特性に応じた休憩時間等の調整などのルール、慣行を柔軟に変更すること
- 物理的環境への配慮
  - ・施設内の段差にスロープを渡すこと など
- 補助器具・サービスの提供
  - ・身振り、手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が希望する方法でわかりやすい説明を行うこと
  - ・施設内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりすること
  - ・障害者に配慮したナースコールの設置を行うこと など

### 4 事業者における相談体制の整備

### 5 事業者における研修・啓発

### 6 国の行政機関における相談窓口

### 7 主務大臣による行政措置